

建設業附属寄宿舎規程の主な内容

望ましい建設業附属寄宿舎に関するガイドライン



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

I 建設業附属寄宿舎規程の主な内容

建設業に従事する労働者の福祉の向上を図るために、多くの人が居住している建設業附属寄宿舎の住環境の整備や安全対策の充実を図ることは大変重要です。

このため、建設業附属寄宿舎規程が定められています。

このパンフレットでは、同規程のうち、住環境の整備、安全衛生の確保を中心とした事項を解説していますので、その遵守の徹底をお願いします。

寄宿舎管理者の職務

(建設業附属寄宿舎規程第3条の2)

寄宿舎管理者に行わせなければならない事項は、次のとおりです。

- 1ヶ月以内ごとに1回、寄宿舎の巡視をすること。
 - 建物、施設又は設備に関し、建設業附属寄宿舎規程に照らして修繕し、又は改善すべき点を認めたときは、使用者に連絡すること。
- ※ 使用者は、寄宿舎管理者から、修繕、改善すべき点について連絡を受けた場合は、建設業附属寄宿舎規程に基づき必要な措置を講じてください。

設置場所

(建設業附属寄宿舎規程第6条)

寄宿舎を設置する場合には、次に該当する場所は避けなければなりません。

- 爆発性の物（火薬類を含む）、発火性の物、酸化性の物、引火性の物、可燃性のガス又は多量の易燃性の物を取り扱い、又は貯蔵する場所の付近。
- ガス、蒸気又は粉じんを発散して衛生上有害な場所の付近。
- 騒音又は振動の著しい場所。
- なだれ又は土砂崩壊のおそれのある場所。
- 湿潤な場所又は出水時浸水のおそれのある場所。



敷 地 の 衛 生 (建設業附属寄宿舎規程第7条)

寄宿舎の敷地には、雨水及び汚水を排出し、又は処理するための適当な下水管、下水溝、ためますその他、これらに類する施設を設けなければなりません。

(建設業附属寄宿舎規程第7条の2)

汚物をためておく場合には、一定の場所において露出しないようにしなければなりません。

※ 具体的には、ふたのあるポリバケツに入れておくなどの方法があります。

避 難 階 段 等 (建設業附属寄宿舎規程第8条、第9条)

- 常時15人以上の者が2階以上の寝室に居住する寄宿舎は、2ヶ所以上の避難階段・避難器具を設けなければなりませんが、少なくともこのうち1ヶ所は必ず避難階段としなければなりません。
- 避難階段・避難器具と、これらに通じる通路には、常時使用するか否かにかかわらず、避難用である旨の表示が必要です。

また、この通路については、避難階段・避難器具が設置されている方向を表示することが必要です。

※ 避難用である旨の表示は、昼間だけでなく夜間でも容易に識別できることが必要です。

出 入 口 (建設業附属寄宿舎規程第10条)

避難のために、2以上の出入口を設け、外開戸又は引戸として、容易に外部に避難できるようにしておかなければなりません。

警報設備・消火設備

(建設業附属寄宿舎規程第11条、第12条)

寄宿舎には、警報設備・消火設備を設置しなければなりませんが、さらに、設置場所と使用方法を寄宿する者にあらかじめ周知することが必要です。

避難訓練・消火訓練

(建設業附属寄宿舎規程第12条の2)

寄宿舎の使用を開始した後遅滞なく1回、及びその後6ヶ月以内ごとに1回、避難及び消火の訓練を実施しなければなりません。

掃除用具

(建設業附属寄宿舎規程第12条の3)

寄宿舎の清潔を保つため、掃除用具の備付けが義務付けられています。

※ 掃除機、ほうき、ぞうきん等、寄宿舎の規模や入居者の数に応じて必要な数を備え付けてください。

階段の構造

(建設業附属寄宿舎規程第13条)

- 階段の踏面は21cm以上、けあげは22cm以下としなければなりません。
- 階段の両側には手すりを設けなければなりません。
- 階段の幅は75cm以上（屋外階段は60cm以上）としなければなりません。
- 階段の各段から1.8m以内に障害物がないことが必要です。
- 屋内の階段については、蹴込板又は裏板を付けることが必要です。

廊下の幅

(建設業附属寄宿舎規程第14条)

廊下の幅は、両側に寝室がある場合には1.6m以上、その他の場合は1.2m以上としなければなりません。

寝室の基準 (建設業附属寄宿舎規程第16条)

- 各室の最大居住人員は6人以下とする必要があります。
- 各室の1人当たりの床面積は 3.2m^2 （約2畳）以上としなければなりません。
- 寄宿労働者の身の回り品を収納する設備は、十分な容積を有し、施錠可能なものを、個人別に設けることが必要です。
- 寝室の照明については、 10m^2 以内ごとに60W以上の白熱電球又は20W以上の蛍光ランプを設けなければなりません。また、電灯以外の石油ランプ等は認められません。
- 換気が十分であることが必要です。
- 寝室と廊下との間に区画を設けることが必要です。
- 防暑のための冷房等の設備を設けることが必要です。

※ 身の回り品を収納する設備には、ロッカーなどがあります。

換気については、換気扇などによるほか、窓により十分な自然換気が可能な場合には、これによることとしても差し支えありません。

防暑のための冷房等の設備には、エアコンのほか、扇風機、ウインドファンも含まれます。また、夏季でも気温が高くならない地域については、必ずしも必要ありません。



食 堂・炊 事 場 (建設業附属寄宿舎規程第17条)

- 床は、土のままでなく、板張り、コンクリート等掃除に便利な構造にすることが必要です。
 - 照明及び換気が十分であることが必要です。
 - 食堂には、防寒・防暑のための設備を設けることが必要です。
 - はえ・ごきぶりその他のこん虫、ねずみ等の害を防ぐための措置を講ずることが必要です。
 - 食器及び炊事用具を清潔に保持することが必要です。
 - 廃物及び汚水を処理するための設備を設けることが必要です。
 - 炊事従業員に、炊事専用の清潔な作業衣を着用させなければなりません。
- ※ 照明については、概ね150ルクス程度以上の明るさが必要です。

換気については、換気扇などによるほか、窓により十分な自然換気が可能な場合には、これによることとしても差し支えありません。

防暑のための冷房等の設備には、エアコンのほか、扇風機、ウインドファンも含まれます。また、夏季でも気温が高くならない地域については、必ずしも必要ありません。

炊事従業員には、炊事業務のみを行う者のほか、炊事当番である入居者、委託業者の炊事従業員も含まれます。



飲用 水 等 (建設業附属寄宿舎規程第18条)

飲用及び洗浄のための水は、原則として、水道事業者から供給される水道水としなければなりません。

※ 水道のない地域にある寄宿舎については、使用する水について、水道法第4条に基づく水質基準に適合することを確認してください。

浴 場 (建設業附属寄宿舎規程第19条)

- 10人以内ごとに1人以上の者が同時に入浴できる規模とする必要があります。
- 清浄な水又は上がり湯を備えること、浴湯を適当な温度及び量に保ち、保温のための措置を講ずることが必要です。
- 脱衣場及び浴室は、原則として、男女別にしなければなりません。
- 照明及び換気が十分であることが必要です。

※ 男女のいずれかが少数である場合又は男女とも少数である場合には、男女別とすることは要しません。

照明については、概ね70ルクス程度以上の明るさが必要です。

換気については、換気扇などによるほか、窓により十分な自然換気が可能な場合には、これによることとしても差し支えありません。



便所

(建設業附属宿舎規程第20条)

- 寝室、食堂及び炊事場から適当な距離に設けなければなりません。
- 便房は15人以内ごとに1個以上設けなければなりません。
- 便池は、汚物が土中に浸透しないようにすることが必要です。
- 照明及び換気が十分であることが必要です。
- ※ 照明については、概ね50ルクス程度以上の明るさが必要です。

換気については、換気扇などによるほか、窓により十分な自然換気が可能な場合には、これによることとしても差し支えあしません。



このガイドラインは、使用者が建設業附属寄宿舎（以下「寄宿舎」という。）の住環境の整備及び快適な寄宿舎生活の維持、促進を図り、もって寄宿舎に寄宿する労働者（以下「寄宿労働者」という。）の福祉の向上を図ることを目的として定められたものです。

1 使用者の責務

使用者は、寄宿舎について、労働基準法及び建設業附属寄宿舎規程に定めるところによるほか、このガイドラインに適合したものとなるよう努めるものとする。

2 寄宿労働者の意見の聴取

- (1) 使用者は、寄宿労働者から寄宿舎に関する意見要望を聞くための機会を設けるよう努めるものとする。
- (2) 使用者は、(1)により寄宿労働者から意見要望があった場合には、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 寄宿労働者の協力

寄宿労働者は、使用者が実施する寄宿舎に関する措置に協力するように努めるものとする。

4 出入口

使用者は、通常使用する寄宿舎の出入口には、水洗設備等寄宿労働者の足部に付着した泥、土等を除去するための設備を設けるよう努めるものとする。

5 階段の構造

使用者は、寄宿舎の階段の両側に側壁又はこれに代わるものがある場合であっても、少なくともその片側については手すりを設けるよう努めるものとする。

6 寝室

- (1) 使用者は、寝室については、次の各号に定めるところによるよう努めるものとする。
 - 一 各室の居住人員は、それぞれ2人以下とすること。
 - 二 各室の床面積は、押入れ等の面積を除き、1人について、4.8平方メートル以上とすること。
- (2) 使用者は、寄宿舎の周囲の状況に応じて、窓はサッシ窓にする等防音の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (3) 使用者は、就眠時間を異にする寄宿労働者を同一の寝室に寄宿させないよう努めるものとする。

7 浴場

使用者は、浴場を設ける場合には、次の各号に定めるところによるよう努めるものとする。

- 一 シャワー設備を設けること。
- 二 浴場の温度調節については、浴場内において行うことができる構造とすること。
- 三 体重計を備え付けること。

8 便所

使用者は、便所については、次の各号に定めるところによるよう努めるものとする。

- 一 大便所の便房及び小便所は、寄宿労働者の数に応じ、適当な数を設けること。
ただし、大便所の便房は、2個を下回らないこと。
- 二 女子の寄宿労働者の数に応じ、適当な数の女子用便所を設けること。
- 三 できる限り水洗便所とすること。

9 渡り廊下

使用者は、食堂、浴室又は便所を寝室と別棟に設ける場合には、それぞれの棟の間に屋根のある渡り廊下を設けるよう努めるものとする。

10 洗たく機

使用者は、洗たく場には、寄宿労働者の数に応じて、適当な数の洗たく機を設置するよう努めるものとする。

11 物干し場

使用者は、寄宿舎の物干し場には、屋根を設けるよう努めるものとする。

12 福利施設

- (1) 使用者は、寄宿労働者の教養、娯楽、面会、談話、休憩等のための適当な福利施設を設けるよう努めるものとする。
- (2) 使用者は、(1)の福利施設については、次の各号に定めるところによるよう努めるものとする。
 - 一 喫茶のための設備を設けること。
 - 二 テレビを設置すること。
 - 三 新聞、雑誌等を備え付けること。

13 自動火災報知器

使用者は、寄宿舎に自動火災報知器を設置するよう努めるものとする。

14 食堂

使用者は、寄宿舎には、食堂を設けるよう努めるものとする。

15 温かい食事

使用者は、寄宿労働者に温かい食事を提供するよう努めるものとする。

16 湯の提供

使用者は、寄宿労働者に湯を提供するよう努めるものとする。

17 冷蔵庫及び電子レンジ

使用者は、寄宿労働者が自由に使用できる冷蔵庫及び電子レンジ等を設置するよう努めるものとする。

18 栄養の確保

使用者は、寄宿労働者に給食を行うときは、栄養の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

19 健康の確保

使用者は、健康に関する相談の機会を設ける等寄宿労働者の健康の確保について必要な配慮を行うよう努めるものとする。

20 疾病にかかった場合等の援助

使用者は、寄宿労働者が負傷し、又は疾病にかかった場合には、必要な援助を行うよう努めるものとする。

21 共用電話

使用者は、寄宿舎には、寄宿労働者が自由に使用しうる共用の電話を設置するよう努めるものとする。

22 日用品の購入

使用者は、日用品の購入について寄宿労働者が不便を来さないよう、必要な援助を行うよう努めるものとする。

労働基準法（抄）
(昭和二十二年法律第四十九号)

第十章 寄宿舎

（寄宿舎生活の自治）

第九十四条 使用者は、事業の附属寄宿舎に寄宿する労働者の私生活の自由を侵してはならない。

2 使用者は、寮長、室長その他寄宿生活の自治に必要な役員の選任に干渉してはならない。

（寄宿舎生活の秩序）

第九十五条 事業の附属寄宿舎に労働者を寄宿させる使用者は、左の事項について寄宿舎規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。これを変更した場合においても同様である。

一 起床、就寝、外出及び外泊に関する事項

二 行事に関する事項

三 食事に関する事項

四 安全及び衛生に関する事項

五 建設物及び設備の管理に関する事項

2 使用者は、前項第一号乃至第四号の事項に関する規定の作成又は変更については、寄宿舎に寄宿する労働者の過半数を代表する者の同意を得なければならない。

3 使用者は、第一項の規定により届出をなすについて、前項の同意を証明する書面を添附しなければならない。

4 使用者及び寄宿舎に寄宿する労働者は、寄宿規則を遵守しなければならない。

（寄宿舎の設備及び安全衛生）

第九十六条 使用者は、事業の附属寄宿舎について、換気、採光、照明、保温、防湿、清潔、避難、定員の収容、就寝に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持に必要な措置を講じなければならない。

2 使用者が前項の規定によつて講ずべき措置の基準は、厚生労働省令で定める。

（監督上の行政措置）

第九十六条の二 使用者は常時十人以上の労働者を就業させる事業、厚生労働省令で定める危険な事業又は衛生上有害な事業の附属寄宿舎を設置し、移転し、又は変更しようとする場合においては、前条の規定に基づいて発する厚生労働省令で定める危害防止等に関する基準に従い定めた計画を、工事着手十四日前までに、行政官庁に届け出なければならない。

2 行政官庁は、労働者の安全及び衛生に必要であると認める場合においては、工事の着手を差し止め、又は計画の変更を命ずることができる。

第九十六条の三 労働者を就業させる事業の附属寄宿舎が、安全及び衛生に関し定められた基準に反する場合においては、行政官庁は、使用者に対して、その全部又は一部の使用の停止、変更その他必要な事項を命ずることができる。

2 前項の場合において行政官庁は、使用者に命じた事項について必要な事項を労働者に命ずることができる。